

次のインフルエンザに備えた新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の指定について（質疑応答集）

令和2年10月

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
公益社団法人福岡県医師会



・はじめに

- 例年、季節性インフルエンザの流行期には、多くの発熱患者が発生しており、今年度も同程度の発熱患者が発生することを想定されますが、発熱等の症状のある患者に対して、季節性インフルエンザとCOVID19を臨床的に鑑別することは困難です。
- このため、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制を整備する必要があります。
- この診療・検査は、県が指定した「診療・検査医療機関」が担うこととされていますが、県民のみなさんが他の疾患と同様、かかりつけ医等身近な医療機関で医療を受けるためには、できるだけ多くの医療機関が「診療・協力医療機関」となっていたら、これを広く周知することが不可欠です。
- 秋冬の医療提供体制の確保のため、また、特定の医療機関へ負荷が集中することのないように、可能な限り多くの医療機関のみなさまのご協力をお願いいたします。

質疑・応答

- Q1 診療・検査医療機関の指定を受けた場合、どのような支援が受けられるのか。
- Q2 県等、保健所、地域の医療機関間で情報共有される「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」とは何か。
- Q3 「診療・検査医療機関」として指定された場合、医療機関名等は公表されるのか。
- Q4 次のインフルエンザ流行に備えた体制が整備された後、これまでの「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」及び「地域外来・検査センター（専用外来）」はどうなるのか。
- Q5 行政検査の委託を受ける場合、必ず「診療・検査医療機関」の指定を受けなければならないのか。

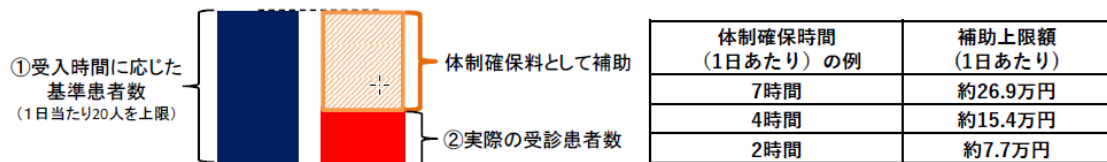
Q1 診療・検査医療機関の指定を受けた場合、どのような支援が受けられるのか。

A1 以下の支援を受けることができます。

1 外来診療・検査体制確保に対する支援

都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関が、発熱患者等専用の診療室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む）を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用が国から補助されます。

- 【補助基準額】 $13,447 \text{円} \times (\text{受入時間に応じた基準患者数} - \text{実際の発熱患者等の受診患者数})$
 ・基準患者数は、1日あたり20人を上限として、体制確保時間に応じて設定
 ・実際の受診患者が上記基準より少ない場合に、その人数に応じて補助金を交付



【体制確保時間7時間、実際の受診患者が5人の場合の例】
 $13,447 \text{円} \times (\text{①基準患者数}(20人) - \text{②実際の受診患者数}(5人)) = \text{約}20.2 \text{万円/日}$

- ※自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人
- ※発熱患者等の受診患者数が0人の月は、補助を減額

(参考)

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)の交付について」

(令和2年9月15日付厚生労働省発健 0915 第8号厚生労働事務次官通知)

2 設備整備に対する支援

空気清浄機やパーティション、簡易ベッド、簡易診療室及び付帯する備品の整備に要する費用が全額国から補助されます(設備毎に上限額あり)。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施について」の一部改正について」

(令和2年9月25日付医政発 0925 第8号、健発 0925 第4号、薬生発 0925 第6号、発厚生労働省通知)

3 労災給付の上乗せ補償保険加入に対する支援

勤務する医療資格者が感染した際に労災給付の上乗せ補償を行う民間保険に加入した場合に、保険料の一部が国から補助されます(年間保険料の2分の1、一人あたり1,000円を上限)。

(参考)

「令和2年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業補助金の交付について」

(令和2年9月15日付厚生労働省発医政 0915 第1号厚生労働事務次官通知)

4 感染防護具に対する支援

サージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋が国から無償で配布されます。

(参考)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に係る医療用物資の配布について」

(令和2年9月15日付厚生労働省医政局経済課事務連絡)

Q2 県等、保健所、地域の医療機関間で情報共有される「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」とは何か。

A2 必要な情報は以下となります。

・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者

・その医療機関で診療・検査対象となる患者

保健所や他の医療機関から案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか、対応できる外国語等)

・実施内容

診療と検査いずれも対応可能か、検査方法は何を実施可能か(PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等)

・診療・検査対応時間

等

(参考)

「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について」

(令和2年9月15日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

Q3 「診療・検査医療機関」として指定された場合、医療機関名等は公表されるのか。

A3 「診療・検査医療機関」の指定の申請書で、公表「可」と回答された医療機関について公表する場合があります。

・ 公表可の場合、県ホームページにQ2で示した「診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報」を掲載する場合があります。

・ 公表不可の場合、県等、保健所、地域の医療機関間等での情報共有のみとします。

Q4 次のインフルエンザ流行に備えた体制が整備された後、これまでの「帰国者・接触者相談センター」、「帰国者・接触者外来」及び「地域外来・検査センター(専用外来)はどのようなのか。

A4 以下の取扱いとなります。

・帰国者・接触者相談センター

従来の役割を解消し、「受診・相談センター(仮称)」として住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先としての役割を担うことになります。

・帰国者・接触者外来

今回、新たに設けられる「診療・検査医療機関」に包含されますので、診療・検査医療機関の指定の手続き及び行政検査の委託契約(集合契約)の手続きをお願いいたします。

・地域外来・検査センター(専用外来)

今後も、従前の役割を踏襲し、「診療・検査医療機関」以外の医療機関や、「診療・検査医療機関」であっても検査を実施しない医療機関等と連携し、検査を実施します。

Q5 行政検査の委託を受ける場合、必ず「診療・検査医療機関」の指定を受けなければならないのか。

A5 必須ではありませんが、できる限り指定を受けていただきたいと思います。

発熱患者等が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を円滑に受診できる体制を整えるため、「診療・検査医療機関」として指定する医療機関を増やしていきたいと考えています。多くの医療機関のみなさまの御協力をよろしくお願いいたします。